

平成 21 年 3 月 30 日

- 1: 本年度、本学は、大学基準協会による第三者評価を受けたが、「不適合」の判断をうけた。その
いわば主文となるべき「認証評価結果」は、次の通りである。

「評価の結果、貴大学法科大学院は、成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施（評価の視点 2-26）、学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表（評価の視点 4-1）、学生の適確かつ客観的な受け入れ（評価の視点 4-2）、法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表（評価の視点 4-8）、教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（評価の視点 8-2）に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する」。

- 2: 以下、再度整理すると、次の 4 点が同協会の基準を満たさないと判断されたものである。

入 試：本学法科大学院学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定と公表、学生の適確かつ客観的な受け入れ、法学既修者の認定基準とその方法、認定基準の公表の各点に重大な問題がある。

成 績：成績評価、単位認定の客観的かつ厳格な実施に重大な問題がある。

卒 業：課程修了認定の客観的かつ厳格な実施について重大な問題がある。

教授会：みなし専任教員（弁護士など実務家であって専任教員として着任している教員）について、議決に加わる義務がある事項を教学事項に限った規定にしているのは、専任教員組織の決定の尊重の点で重大な問題がある。

また、こうした不適合の事由と別に、ロースクールの今後のあり方として改善を検討すべき点の摘示も受けた。

- 3: それぞれの摘示については昨年末までに大学基準協会から内示を受けていた。法科大学院教授会としては、かかる摘示を謙虚に受けとめ、この間教授会において各問題点の再確認とその改善について検討を加えてきた。

その結果、上記（1）（2）（3）の各項目について、次の改善策を策定し、2009 年度から導入実施することとしている。また、（4）の項目についても、以下のとおりすでに是正している。

(1) 入試：

(ア) 前提：本学は、「ビジネス・パートナー」となるローヤー、社会の様々な紛争の予防と解決にあたる「ソーシャルケア」ローヤーとして活躍する資質を持つ者に広く法曹教育を受ける道を開くという理念をアドミッションポリシーとして入試を実施してきた。今後もこれを維持する。

かかるポリシーに沿った合否判定には、機械的な「点数評価」ではなく受験生の多様な資質を「総合評価」する方式が優れていると判断している。そこで、従来、既修者については、法律科目 6 科目の専門論文試験を課しこれと適性試験の点数、資格その他を総合評価して合否を判定した。未修者について

も、小論文試験を課し、これと適性試験の点数、資格、職務経歴、学業成績などを総合評価して合否を判定していた。こうした選抜方法の性質上点数配分や合格点などの数値的なデータは、公開の説明会の場での口頭説明をのぞき、公表をしていなかった。

(イ) 評価：しかし、今般、上記のように、本学法科大学院学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定と公表、学生の適確かつ客観的な受け入れ、法学既修者の認定基準とその方法、認定基準の公表の各点が十分ではないと摘示された。

(ウ) 改善：この摘示を踏まえて、「総合評価」の長所を残しながらも、これを点数に置き換える方式を採用することとする。

すなわち、既修者、未修者としての合否判断に用いるすべての評価要素を点数化する。既修者は専門論文試験 6 分野各 100 点および適性試験 100 点の合計 700 点とする。未修者は職務経歴等の諸項目を 50 点を上限として評価要素とし、適性試験 100 点と、主たる試験として小論文 150 点を実施し、合計 300 点満点によって評価する。いずれも得点上位の者を合格とする。ただし、法科大学院適性試験の結果が著しく悪い場合には不合格にすることがあるものとする。

(2) 成績：

(ア) 前提：本学は、建学の祖、平生夙三郎の精神を受けて「人材育成」を法科大学院教育にも活かすべく「重層的段階的学習」による「熟成教育」を理念としてきた。

そこで、各科目の成績評価にあたり、11 段階による相対評価を取り入れて、きめの細かい評価をし、また年次を追って理解度を深めて、最終学年までに各分野を万遍なく習得できるよう指導をしてきた。成績評価は絶対評価による「厳格」さを求めないが、「厳正、公正」に行ってきた。

(イ) 評価：しかし、こうした本学独自の成績評価については、全国的にみたときには客観的かつ厳格な実施が十分になされていないとの摘示につながった。

(ウ) 改善：そこで、他の法科大学院の評価方法も参考にしながら、単位認定にあたり、100 点満点中 60 点以上を合格とする絶対評価を導入し、外部からみても「厳格」評価を実施していることが明白になるように修正することとした。

すなわち、単位認定の基準を 100 点満点中 60 点以上とする。但し、きめ細かな指導、「熟成教育」の理念を活かすために、中間期の試験を 30 点分、レポート又は小テスト等による平常点を 10 点分とし、そのつど学習到達度を測定して院生の学習の指針とする。これに期末試験 60 点分を加味して最終評価をすることとした。

(3) 卒業：

(ア) 前提：本学は、「法務博士として社会で活躍する人材養成」を基本としている。

法学未修者が 3 年で新司法試験にチャレンジできる法曹候補としての基礎力育成となるカリキュラムを造り、相対評価を踏まえた厳正な成績評価と成績不良者への学習指導等によって「熟成教育」を通じて法曹人育成を目指してきたところ、修了率は、開学以来の平均で 92%となっている。

(イ) 評価：しかし、今般の新司法試験の合格者数、合格率を含めた法曹養成と法科大学院のあり方を巡る諸状況の下では、法科大学院は「新司法試験に合格する法曹養成に特化すること」が強く求められる傾向が顕著となった。

その点も反映して、上記のように、修了認定の客観的かつ厳格な実施が十分になされていない旨の摘示につながったものである。

(ウ) 改善：そこで、今後は、卒業の要件としては、修得単位数 (94 単位分、約 44 科目分) を充足するだけでなく、GPA による評価も加味することとし、一定基準以上の GPA を満たしていない場合、修了を認めないものとする (なお、可の評価を受けた科目について次年度の再履修を認める制度を導入する)。

(4) 「みなし専任教員」と教授会の構成

(ア) 前提：法科大学院設置申請の際、みなし専任教員（実務家とくに弁護士）については、教授会への定期的な出席を確保することがその業務上著しく困難になりかねないこともあり、議決に参加する権限を「カリキュラムに関する事項」に限ることとした。

そして、実務家教員の出席を確保するため、月2回の定例教授会中、前半を大学行政関係を議題とするものとし、後半をカリキュラムに関する事項を中心とする教学関係を議題とするものに分けて開催してきた。また、後者の教授会は、みなし専任教員の出席を促す意味もあり、午後6時開催として運用している。

但し、みなし専任教員についても、教授会開催通知は出しており出席、審議などについても特に制約を課したことはない。大学行政関係事項に関する議決についても参考意見扱いとして聴取しており、退席を求めたりはしてきていない。

なお、設置認可申請にあたり、教授会の構成について上記のような規定にすることについては、文部科学省において指導を受けた上で策定したものである。

(イ) 評価：しかし、今回、上記のように「教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（評価の視点8-2）に重大な問題を有する」と摘示を受けた。

(ウ) 改善：そこで、直ちに、教授会で規程の改正案を決定して、みなし専任教員も事項を限ることなく教授会構成員たる権限と責務を負うものとした。改正案は、すでに大学会議の議を経て2009年2月19日付けで施行している。従って、現時点では、この点の不適合事由は解消されている。

また、以上の経緯を明らかにする必要上、この点に限り、大学基準協会に対して異議申し立てをすることとし、その手続をすでに終えている。

■ 4：この他、今回の評価報告書では、エクスターンの強化、模擬裁判や法情報調査、法文書作成の一層の重視など実務教育面で一層の改善を要すべき点が多々指摘されている。また、演習科目、実務科目だけではなく、法学未修者が法律の基礎を学ぶ講義科目でも「多方向・双方向」の授業方法を強化するように摘示された。

本学は、基本的には、こうして摘示された諸点について、以下に例示するように、4月以降改善・改良・改革を加える予定である。

- ① エクスターンについては、2年次生修了予定の2月に「弁護士実務」（法律実務基礎科目。自由選択）としておおむね2週間（10日）をめぐりに大阪、兵庫の各弁護士会の協力を得て実施し、院生にも積極的な参加を呼びかけるものとする。
- ② 模擬裁判については、検察教官の指導する「刑事模擬裁判」をあらたに設置し、20名程度の受講生に対する少人数での実務基礎教育を徹底する。
- ③ 法情報調査については、各法分野の講義科目中適当な時期に1コマ（90分）分を割いて、各分野にそった法情報調査の方法について指導する。法文書作成についても、民事および刑事の各実務基礎科目において基本文書作成の機会を設けるものとする。
- ④ 講義によって土台作りをすべき基本科目でも、指摘通り、「多方向・双方向」による授業到達度の確認等を行なう予定である。

■ 5：本学は、今回の第三者評価や法科大学院を取り巻く全国の諸情勢を踏まえながら、慎重に再編・改善を重ねて、「質の高い甲南ローヤー」、「正義を語る甲南ローヤー」、「ビジネス・パートナーとして信頼される甲南ローヤー」が育つ場造りを粘り強く続けていく所存である。

※ なお、大学基準協会に提出した本学の報告書、これに対する評価結果は本ホームページで参照できる。

<参考>

■ 1：法科大学院と第三者評価について

法科大学院は設置後5年に一度第三者評価機関（本学の場合、大学基準協会）によって、法科大学院のあり方に関する自己目標を達成しているかどうか評価を受けることとなっている。

その際、「法科大学院の設置基準等について」（中教審答申）等を踏まえた法科大学院に関わる各種設置基準を充足していること、これを踏まえてさらに「教育の質の更なる改善」のための基準を十分に充足しているかどうかを判断することとなる。

その意味で、「不適合」評価は、各法科大学院における今後の改善努力目標を示すものである。一定の期間内にこれを解消し、より質の高い法曹養成教育としての再編成を促すための指針を示すものである。

法科大学院が不適合評価を受けた場合、文部科学省に改善状況等を報告し指導を受けることとなる。従って、法科大学院は、評価機関の摘示を踏まえて、再度自己点検を行い、適切な改善・改革を実施した上で、文部科学省への報告してその指導を受けることとなる。

なお、第三者評価機関が不適合と評価しても、入試の実施を含めた法科大学院の設置・運営には支障はない。但し、法科大学院が設置基準の根幹に違反する重大な法令違反について第三者評価機関の摘示を受けてもこれを放置し、さらに文部科学省の改善命令などにも従わない等極端な場合には、設置認可の取り消しに至る。

■ 2：GPA

科目成績を5段階評価（以下指数）で表し、指数の合計を在学中の履修登録科目数で割って算出した平均評価点をいう。世界標準の指数は「4（秀），3（優），2（良），1（可），0（不可）」である。

今後、本法科大学院も卒業（課程修了）判定の際にGPAによる評価を加味する。つまり、所要の単位数の充足（94単位分）の他、卒業時まで一定以上のGPAに至っていない場合修了を認めないものとする（なお、基準値については検討中であるが、2を予定している）。

100点満点をGPに換算するのは、次の表による。

（表）

科目得点	評価	GP
90点以上	秀	4
80点～89点	優	3
70点～79点	良	2
60点～69点	可	1
59点以下	不可	0
受験資格喪失	欠席	0

※GPA 算出方法

GPA=	(A科目 GP×A科目単位数) + (B科目 GP×B科目単位数) +
	履修登録科目総単位数